

知的障害者旅客運賃割引規程の一部改正

改正	現行
<p>(前略)</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p>第10条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p><u>2 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券の購入申込みの際ならびに前項に定める乗降の際および乗車中の呈示に限り、療育手帳に代わるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(前略)</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p>第10条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

附則

この規程は、2022年2月25日から施行する。